（一）昭和二十二年四月五日（土曜日）上毛新聞（第三種郵便物認可）第二万四百八十七号

上毛新聞

発行所　上毛新聞社
発行人　上毛一郎
群馬郡高崎市田町一番地
電話五百五番
郵便番号三七〇
振替口座前橋一五番

選挙に關する 群馬軍政部布告

A、占領軍は選擧運動開始の日よりその最終結果公表の日迄の間選擧に關する左規の施行に就き監視するものである

、選擧に關する諸法規の施行に關する違反或は不履行は勿論、個人の自由が侵害せられたような場合、若し日本政府當局がその不正の是正に怠慢なときには、これ等の不法な事實を知つたものは誰でもこれを前橋米軍政部又は他の進駐軍に報告せねばならぬ、違反は下記の如きものを含むものとす

一、無資の候補者に対する何等かの贈與
二、選擧人に對するよりの不法な誘惑
三、合法的選擧運動に対する警察の干渉
四、既存の政治團体又は政治機關が現在公表されざる物資又は現金により投票を買收すること
五、選擧に伴なう物品の授受を通じて投票を買收すること或は選擧運動に対する過
六、選擧の過度演説会、投票所への出入、自由な旦つ秘密投票に対する妨害
七、合法的な立候補の妨害、公告立候補者
八、選擧結果の不法な公表又は報告
九、選挙法の処罰に関し当局の高官

昭和二十二年四月四日　高級軍政官歩兵大佐　ブレア・エ・フォード

自由黨公認

自由党では三百參議院議員候補者の内、五百五十九、知事十、前六十五、地方四十九、知事十、前六十五、十四名の公認候補者を決定発表した（群馬縣）中曾根康

前橋市長 最後まで互角

前橋市初の市長公選に國口、佐藤の三市長候補の選挙戦は三日午後四時三分前開票の鐘が鳴り、三日間の熱戦の幕が閉じられた。最後まで形勢は混沌として予断を許さない。國口派は地元の地盤を固めて、佐藤派は市内の地盤にそれぞれ選擧戦を展開、最後の日の二日は午前七時から午後八時迄の間に市内の各地に分散して、市民の選挙運動